

1年を通じてガバナンスを学ぶ！

ガバナンス太田塾2023 「非営利組織経営の在り方」

無料

オンライン開催
6月から3月まで全10回コース
第1 or 2木曜日10:00～11:00



講師：太田達男



トークセッション
聞き手：山田泰久



公益財団法人

日本非営利組織評価センター



Zoomのアカウント名を

「お名前＋団体名」に

変更してください。

この講座では、法人格に捉われず、広い意味でのNPOのガバナンスや、それに関連する組織運営全般を話題にしていきます。年間を通じて、ガバナンスを学ぶ場です。

参加者のみなさんの学びの場として、申し込み時に、課題に思っていること、知りたいことを入力していただきます。その内容を反映して、講座を進めていきます。

今年のガバナンス太田塾の5つのお勧めポイント！

- ① 昨年の参加者の感想などを参考に、内容をさらにわかりやすくバージョンアップ。
- ② 今年4月に改訂したJCNEのベーシック・アドバンス評価基準の内容を盛り込んだ組織運営のヒントを提供。
- ③ 講座は2部構成。前半は講師の太田塾長からの講義、後半は太田塾長とJCNEの評価事業の統括責任者の山田によるトークセッションでテーマを深掘り。
- ④ 1年間を通じて参加する「通年参加」と、各回ごとの申込による「単発参加」の2種類の方法で参加者募集。1年かけて体系的にじっくり学ぶか、興味関心のあるところを集中してじっくり学ぶか。
- ⑤ リアルタイムで参加できない場合には、参加申込者を対象に後から録画視聴も可。



太田 達男（塾長）

- （公財）日本非営利組織評価センター 理事
- （公財）公益法人協会 前理事長 会長
- （公社）成年後見センター・リーガルサポート 理事
- （公社）日本フィランソロピー協会 理事
- （公財）渋沢栄一記念財団 監事
- （公財）パブリックリソース財団評議員



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。

1. 各回の参加申込について

出欠確認のために、各回ごとにPeatixでの申し込みが必要です。
講座の開催日の翌日に、次回の申込Peatixを公開します。
各回のPeatixの申込締切は、開催日の1週間前になります。
当日参加できない方には、後日、動画を共有します（受講者にも共有します）。
但し、動画共有は、各回、Peatixで申込みをした方を対象にお送りします。

2. 各回のテーマに関するアンケートについて

Peatixでの申し込み時に、各回のテーマに関して、知りたいことや課題、質問などを入力していただきます。学びの場として開催しますので、必ず入力してください。
複数回、入力が少ない方には、参加をお断りすることがございますので、あらかじめご承知おきください。



3. 事務連絡の方法などについて

事務局からの連絡は、Peatixのメッセージ、もしくはメールでお送りします。

講座資料等はGoogleドライブで共有します。セキュリティの関係で、職場のPCからアクセスできない場合は別のPCからアクセスしてください。事務局で別手段の対応はしませんので、ご承知おきください。

4. その他

講座の動画は、ある程度まとめて、一般公開する予定です。

講座でのご質問をされる時は、個人情報や機密情報にはお気をつけてください。



本日のスケジュール

- 10:00 オープニング
- ・趣旨説明、講座の運営と諸注意
 - ・本日の流れ
 - ・JCNEの紹介
- 10:05 第4回テーマ「監視機関」(太田)
- ・監事
(監事の役割、義務・責任、監査の手法、役職員・会計監査人との関係)
- 10:35 トークセッション(太田、山田)
- 10:50 JCNEの組織評価・認証制度のご案内
- 10:55 参加者のみなさんによる交流集会
- ①自己紹介：お名前、所属組織、団体の活動紹介
 - ②監事の事例共有：こんな工夫をしている、こんな監事でよかった
監事監査で困っている、本日の講義の感想など
- 11:30 終了



2023/9/8

ガバナンス太田塾2023「非営利組織経営の在り方」
第4回

監事の役割と義務

—監事はガバナンスの要—

公益財団法人日本非営利組織評価センター
理事 太田達男

監事の役割

監事は、社会の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、組織の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な組織統治体制を確立する義務を負っている



CF. 監査役監査基準（公益社団法人日本監査役協会制定）2条1項
監査役は「株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する義務を負っている」

一般法人における監事と理事等の関係

- ・監事は理事・使用人、他の監事及び子法人の理事、取締役、監査役等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境整備に努めなければならない。理事は監事の職務執行に必要な体制整備に留意しなければならない
- ・前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
(一般法人法規則第16条要約)

監事の職務 一般法人・公益法人の場合



会計監査人の職務

- 1.財務諸表と財産目録の監査
- 2.監事への報告
- 3.内部統制、事務処理及び会計処理の課題について必要に応じ報告

監事と会計監査人の関係

監事は会計監査人報告についても、適否を判断する



(参考)

特定非営利活動法人の場合

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

監事が責任を問われる事例

パターン1. 理事の不正行為に責任 (事例)

- ・理事が利益相反の取引をし、法人に損害を与えたにもかかわらず、監事はその理事の行為を差し止め請求しなかった、或いはその不正を社員総会(評議員会)に報告しなかった。
- ・理事が、定款・法令の規定に反し理事会を招集した、招集しなかった或いは手続きに遺漏があった。

パターン2. 職員の不正行為にも責任 (事例)

職員が法人の現預金を横領、担当理事は長年気が付かなかった。監事も「理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません」「計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます」などと定型文言で、監査報告提出してきた。

監事監査を適正に履行するためのいくつかの方策

1. 理事会等への出席と監査報告（違法性監査,妥当性監査）
理事会出席は義務、その他の会議も出席要求すれば、拒否できない、監査報告書での意見は違法性事案が主であるが、妥当性事案についても意見表明は可能とする説が最近有力。
2. 理事との意見交換会の開催
重要な業務執行について説明を求め、意見交換する
3. 内部監査との連携
大規模法人は担当部署を設置、その他の法人は法人規模に応じて、相互監査、年度ごとのテーマ(会計、機関招集・決定手続き、内部規則の見直し、重要事項の稟議書点検等)
4. 非業務執行理事の担当制
内部監査が困難な場合若しくは併存して、非業務執行理事から会計担当、コンプライアンス担当を選任し、上記テーマの精査点検を委嘱する
5. 公益通報制度における監事あて通報
6. 残高証明書は監事あてに送付
 - ・ 変造、偽造を防ぐ
 - ・ 帳簿との突合

理事、監事、会計監査人、評議員（役員等） と法人は委任関係＊

法人と役員等の関係は委任に関する規定を適用する（法人法64、172）→委任の法理（民法644）

・「善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）」

「自己の財産に於けると同一の注意」（民法659条、無償寄託物の保管）では足りず、その職業、経歴などに応じて一般的に要求される程度の注意を指す

・「自己執行義務」

原則として複委任ができない（信頼関係が基礎にあるため）

有償・無報酬とは関係ない！



* 特定非営利活動促進法では明文の規定はないが一般的に委任関係と解されている

監事の損害賠償責任

任務懈怠等による
損害賠償責任
(111条)

- 善管注意義務、自己執行義務、報告義務違反により当該法人に与えた損害の賠償

社員代表訴訟
(278条)

- 社員は役員等の責任(当該法人に与えた損害)を追及する訴えの提起を法人へ請求、又は法人が提起しない場合、自ら訴えの提起

第三者に対する
不法行為責任
(117条)

- 悪意又は重過失により第三者に与えた損害*



* 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録をしたときは第三者に対する不法行為に含まれる(117条2項二号)を含む

いわゆる内部統制とは

理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制其の他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備(一般法人法90条4項5号) *

法務省令第十四条 法第九十条第四項第五号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 監事^①がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
- 七 監事の第五号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 八 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制



* 大規模法人はマスト、大規模法人でない法人にもその考え方を尊重してほしい。

このような考えの方に！！

「理事会を黙って聞いて、判を押すだけの監事にはならない」
ノーベル賞受賞者
大村智博士



日経新聞朝刊2016年8月「私の履歴書」より

(公財) 日本非営利組織評価センター (JCNE)

2016年4月1日設立

役員等：評議員10名 理事12名 監事2名

スタッフ：常勤4名 非常勤2名

非営利組織の
第三者組織評価機関
として設立

2022年11月1日公益法人化

11月4日法人名称の変更 (旧：非営利組織評価センター)

目的

社会に対して、客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる

組織の特徴

- ・全国レベル、分野共通の非営利組織の評価機関の設立は初の試み
- ・グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種類の制度を運用

<https://jcne.or.jp/>



事業や組織
運営のガバ
ナンス全般

グッドガバ
ナンス認証

訪問での
ヒアリング

提出された
書面

アド
バンス
評価
28
基準

全基準を
満たすと
認証付与

◆グッドガバナンス認証（アドバンス評価基準）

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

法令や定款
通りのガバ
ナンスの基
本

ベーシック
ガバナンス
チェック

提出された
書面

セルフ
チェック

ベー
シック
評価
25
基準

評価結果を
サイトで
公開

◆ベーシックガバナンスチェック（ベーシック評価基準）

<https://jcne.or.jp/catalog/>

JCNE ベーシックガバナンスチェック

延べ申込み数

1,000

団体

感

突破

謝

【お知らせ】 NPOの組織評価制度「ベーシックガバナンスチェック」の延べ申込み数が1,000団体を突破～助成財団での活用が広がる～

<https://jcne.or.jp/2023/07/18/news-134/>



ベーシックガバナンスチェック制度

ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価です。

非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものです。結果はベーシックガバナンスチェックリスト (<https://jcne.or.jp/org/>) で公開され、継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできます。

【対象法人】 特定非営利活動法人（認定を含む）

一般社団・財団法人（非営利型・理事会設置型）

公益社団・財団法人、社会福祉法人

【費用】 普及期間のため無料で提供

【評価有効期間】 3年間（更新制）

申込➡ <https://jcne.or.jp/catalog/>



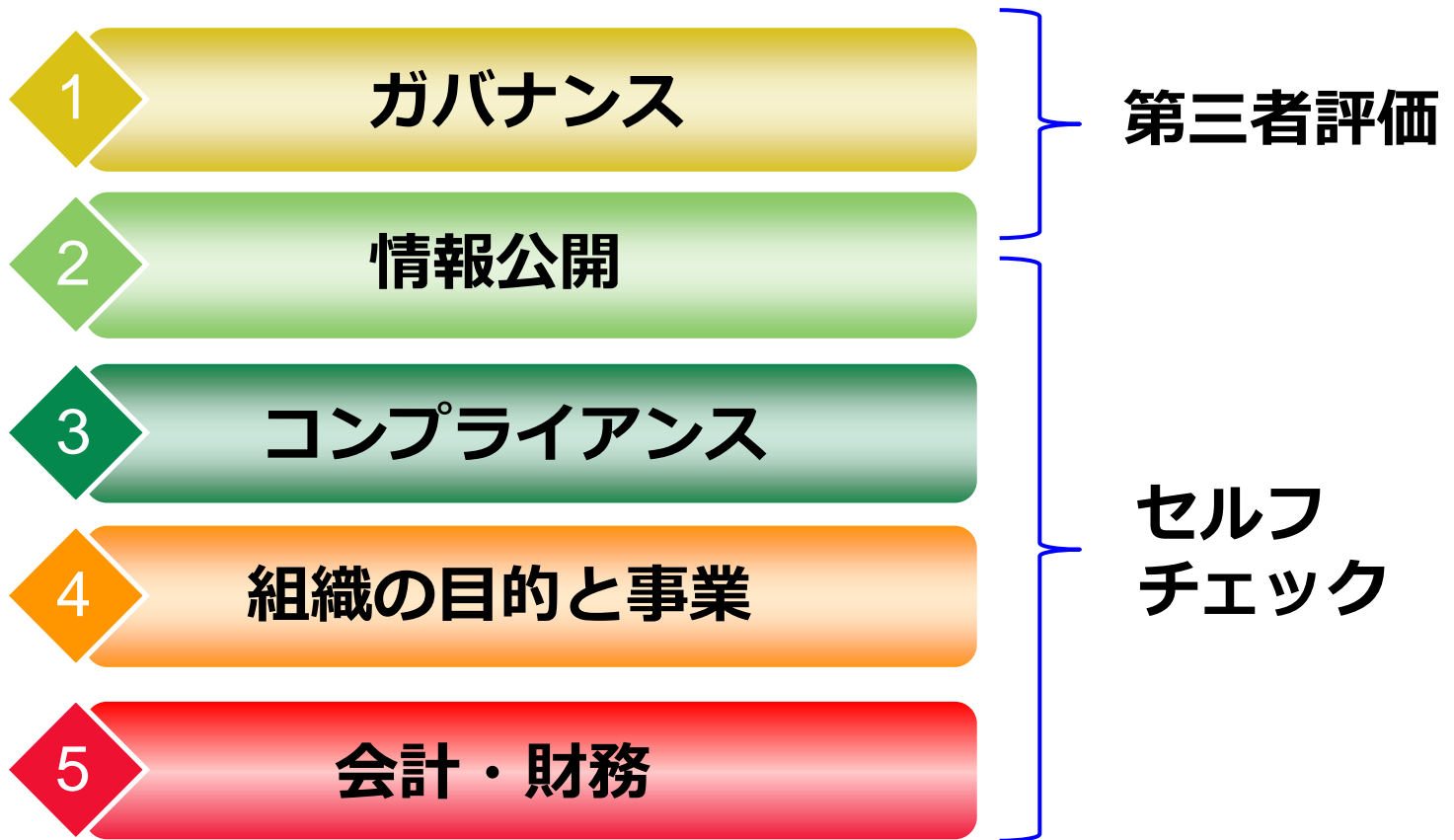
- 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
 - (1) 団体によるセルフチェック（実施の有無で判断できる項目）
 - (2) 提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）

- 評価基準：25項目（雇用がない場合24項目）
 - ① 法律や定款通りの運営という基礎部分を評価
 - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
 - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
 - ④ 書面で第三者が確認できる内容
 - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準



ベーシックガバナンスチェックの評価項目

- 評価の5項目：社会へ自己アピールしづらいものを対象



ガバナンス

- 1 法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。
- 2 1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。
- 3 法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。
- 4 法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。
- 5 法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。
- 6 法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。
- 7 法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。
- 8 役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。



ベーシック評価基準（第三者評価基準）

9 監事監査を実施し、監査報告書を作成している。

10 直近の登記事項を登記している。

※基準 8 は役員報酬の支給がある場合のみ適用。

情報公開

11 事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。



情報公開

- 12 組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。
- 13 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。

コンプライアンス

- 14 理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。
 - 15 個人情報取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。
 - 16 法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している
 - 17 雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。
 - 18 ハラスメント防止策を講じている。
- ※基準17は雇用がある場合のみ適用。



組織の目的と事業

- 19 組織の目的と事業を文書化している。
- 20 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
- 21 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。
- 22 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

会計・財務

- 23 会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。
- 24 税務申告と納付を行っている。
- 25 現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

- 第三者評価基準（1～11）については、団体より提出された書類に基づき、日本非営利組織評価センターが第三者評価機関として評価を行う。
- セルフチェック基準（12～25）については、団体自らが基準を満たしているかどうかを、実施の有無で判断できる項目となっている。

本日のスケジュール

10:55 参加者のみなさんによる交流集会

- ①自己紹介：お名前、所属組織、団体の活動紹介
- ②監事の事例共有：こんな工夫をしている、こんな監事でよかった
監事監査で困っている、本日の講義の感想など

★一人50秒（1分弱）でお願いします。

11:30 終了

交流集会は、みなさんに発言していただきます。
参加場所の関係で声出しが出来ない方はチャットにコメントしてください。
なお、交流集会のため、「耳だけ参加・コメント不可」の方は退出をお願いします。

交流集会に参加される方は、

- ①画面onにしてください。
- ②画面onに出来ない方は、そのまま構いませんので、アカウント名を「参加：お名前」に変更してください。

※画面offでアカウント名を変更されない方は事務局で退出処理をいたします。



次回の案内

ガバナンス太田塾2023「非営利組織経営の在り方」 第5回

日時：2023年10月5日（木）10:00～11:00

第5回10月【寄附について】

- ・ 寄附金の種類（寄附者及び受領者から見た夫々の分類と留意点）
- ・ いわゆる（冠）基金設定について（贈与と信託）
- ・ 法人寄附不当勧誘防止法について

※各回、出欠確認のため、Peatixでの申し込みが必要になります。

アンケートとともに、PeatixのURLをお知らせします。

<https://jcne20231005.peatix.com/>

（9月7日オープン予定）

全体のご案内

<https://jcne.or.jp/2023/04/27/seminar-39/>

